

令和8年度ニホンジカ生息実態調査業務委託契約書（案）

静岡県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、甲が別に定める「令和8年度ニホンジカ生息実態調査業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（注意義務）

第2条 乙は、仕様書に基づき、委託の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって、委託業務を処理するものとする。

（委託期間）

第3条 この委託期間は、契約日から令和9年3月15日までとする。

（委託費）

第4条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を支払うものとする。
2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託費に110分の10を乗じて得た額とする。

（委託費の支払方法）

第5条 乙は、第19条第2項の通知を受けた後に委託費を請求するものとし、甲は、仕様書に定める請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、甲が必要と認めるときは、乙の請求により全額又は分割して前金払をするものとする。
2 甲がその責めに帰すべき理由により、第19条第2項に規定する期間内に通知をしないときは、その期間を経過した日から通知した日までの間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、第19条第2項に規定する期間を経過した日から30日を経過する日において満了したものとみなす。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、第三者に対し、委託事務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

（契約の変更）

第7条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、委託業務の内容を変更することができる。

(契約の解除)

第8条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (4) 乙が法令等又は契約に違反したとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

- (6) 契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (7) 契約の履行の一部が不能であるとき又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。

3 甲又は乙は、正当な理由により1か月の予告期間を持ってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償責任)

第9条 乙は、次のいずれかに該当したときには、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 前条第2項又は第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前条第2項又は第3項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(目的外使用の禁止)

第10条 乙は、この契約の履行に必要な委託業務の処理の内容を他の用途に使用してはならない。

(著作権の帰属)

第11条 この契約に基づき作成された成果物(以下「成果物」という。)に係る著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に基づく権利を含む)は、甲が第19条第2項の規定による通知をしたときに、乙から甲へ移転するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、成果物中にこの契約前から乙が著作権等の知的所有権を有するもの(以下「乙著作権物」という。)が含まれている場合は、乙著作権物の知的所有権は乙に留保されるものとする。この場合、乙は甲に対し、成果物を甲が委託業務を遂行するために自由に利用(複製等及び翻訳して二次的著作物を創作することを含む)することを無償で許諾するものとする。

3 乙は、成果物に関する著作者人格権を行使しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けた場合を除き、乙は、甲及び甲の指定する者に対して著作者人格権を行使しないものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

第12条 この契約に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(次項において「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 甲及び乙は、この契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(委託業務実施計画書等の提出)

第13条 乙は、この契約の締結後10日以内に仕様書に定める委託業務実施計画書に必要な書類を添付して甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の規定による委託業務実施計画書に記載された内容を変更する場合には、速やかに仕様書に定める委託業務変更計画書を甲に提出しなければならない。

3 甲は、前2項の規定により乙から提出された書類の内容に不適當な箇所があると認めるときは、乙に指示してそれを変更し、又は修正させることができる。

(監督員)

第14条 甲は、監督員を定めたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 甲の意図する成果物を完成させるための乙又は乙の業務代理人に対する委託業務に関する指示

(2) この約款及び設計図書の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又

は回答

- (3) この契約の履行に関する乙又は乙の業務代理人との協議
 - (4) 委託業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
- 3 この契約に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(業務代理人)

- 第15条 乙は、業務代理人を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
- 2 業務代理人は、この契約の履行に関し、委託業務の管理及び統轄を行うほか、委託費の変更、履行期間の変更、委託費の請求及び受領、第16条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。
 - 3 乙は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

(業務代理人等に対する措置請求)

- 第16条 甲は、業務代理人がその委託業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。
 - 3 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(処理状況の報告等)

- 第17条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況について、乙から報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(委託期間の延長等)

- 第18条 乙は、第3条の委託期間内に委託業務を処理することができない事由が生じたときは、直ちにその旨を甲に報告しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定による報告があった場合において、その事由が乙の責めに帰するものでないときは、甲は、相当と認める日数の延長を認めるものとする。

(検査及び引渡し)

- 第19条 乙は、委託業務が完了したときは、仕様書に定める委託業務完了届出書に成果物一式を添えて、速やかに甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項に規定した委託業務完了届出書等の提出を受けたときは速やかに検査を行い、委託業務完了届出書を受理した日から 10 日以内に検査の結果を書面で乙に通知しなければならない。
- 3 甲が前項の規定により検査に合格した旨の通知をしたときは、委託業務の成果物の引渡しが行われたものとみなす。
- 4 甲は、乙が第 2 項の検査に合格しないときは、乙に対して手直しを求めることができる。
- 5 乙は、前項の手直しが完了したときは、直ちに手直し委託業務完了届出書に手直しに係る契約目的物一式を添えて、甲に提出しなければならない。この場合においては、手直しの完了を委託業務の完了とみなして第 2 項の規定を準用する。

(部分引渡し)

第 20 条 成果物の一部分が完成し、かつ、可分なものであるときは、甲は、当該部分について、乙の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第 19 条中「委託業務」とあるのは「引渡し部分に係る委託業務」と、第 4 条中「委託費」とあるのは「部分引渡しに係る委託費」と読み替えて、これらの規定を準用する。

(委託費の処理)

第 21 条 甲又は乙が第 8 条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって精算し、その引渡しを受けることができる。

(履行遅滞による違約金)

- 第 22 条 乙が、自己の責めに帰すべき理由により、第 3 条の委託期間内に成果物を納入することができないときは、甲は、乙から延滞違約金を徴収して、委託期間を延長できる。
- 2 前項の延滞違約金は、遅滞日数 1 日につき契約金額の 1,000 分の 1 に相当する額を委託期間の満了日の翌日から納入した日までの日数に応じて計算した額とする。
 - 3 甲が手直しの期間を指定した場合において、乙が委託期間内に納入することができないときは、延滞違約金は、委託期間の満了日の翌日から計算した額とする。
 - 4 前 2 項の延滞違約金の計算の基礎となる日数は、検査に要した日数を算入しない。
 - 5 乙は、甲が第 5 条に規定する支払期限までに支払をしない場合は、遅延日数に応じ年 3.0 パーセントの割合で計算した遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(秘密の保持)

第 23 条 乙は、委託業務を処理する上で知り得た秘密及び県の行政事務に関する事項を第三者に漏らしてはならない。委託業務の完了後及び解除した場合も同様とする。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置)

- 第 24 条 乙は、暴力団員等又は暴力団関係企業による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うものとする。
- 2 前項の規定による警察に通報し、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに甲にその旨を文書で報告しなければならない。
 - 3 乙は、暴力団員等又は暴力団関係企業による不当介入を受けたことにより、履行期間

に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、甲と協議を行うものとする。

(関係書類の保存)

第 25 条 乙は、委託業務に係る書類を整理し、委託業務の成果物の引渡し後 5 年間保存するものとする。

(合意管轄)

第 26 条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第 27 条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保持するものとする。

年 月 日

(甲) 住 所 静岡市葵区追手町 9 番 6 号

氏 名 静岡県知事 鈴木 康友

(乙) 住 所

氏 名